

第4次志摩市男女共同参画推進プラン ～一人ひとりが輝く、多様な社会へ～

概要版

計画策定の趣旨

○志摩市では、平成29（2017）年3月に「第3次志摩市男女共同参画推進プラン」（平成29〈2017〉年度～令和3〈2021〉年度）を策定、また平成24（2012）年12月には「志摩市男女共同参画推進条例」を制定し、『ひとを尊重する男女共同参画社会の実現』を基本理念に掲げて、積極的な取り組みを推進してきました。

○令和3（2021）年度をもって「第3次志摩市男女共同参画推進プラン」の計画期間が終了することに伴い、近年の社会情勢の変化などを踏まえ、また、国の第5次男女共同参画基本計画を反映させ、計画を見直し、男女共同参画社会の将来のあるべき姿を定め、新たな志摩市男女共同参画推進プランを策定するものです。

計画の位置づけ

○この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定された、「当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」です。

○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に規定する市町村基本計画並びに「女性活躍推進法」第6条第2項に規定する市町村推進計画を兼ねるものです。

計画の期間

○計画期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。

基本理念

○本市の男女共同参画においては、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向、性自認など多様性を認め合い、誰もが希望をもって挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現を目指し、本計画の基本理念を『誰もが希望をもって挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現』と定めます。

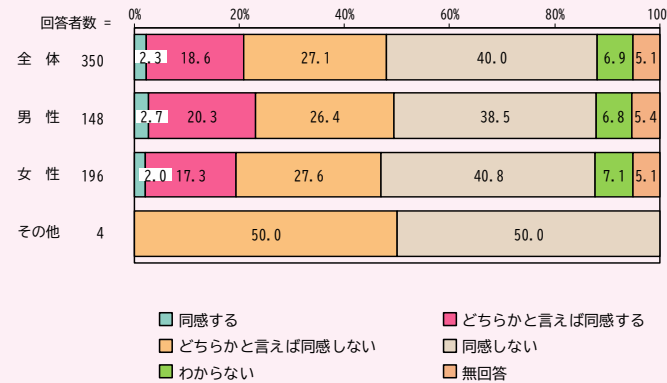
[基本理念]

誰もが希望をもって挑戦し、参画・活躍できる
ダイバーシティ社会の実現

男女共同参画に関するアンケート結果

- 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感する」と「どちらかと言えば同感する」をあわせた“同感する”の割合が20.9%となっていることから、こうした意識が解消されるように取り組んでいく必要があります。
- あらゆる分野における女性の参画拡大や根深く残る固定的な性別役割分担意識の解消に向け、特に男女共同参画社会への男性の理解を促進し、意識の変革・行動変容へとつなげていく必要があります。したがって、年少期から男女平等の意識の醸成を図るため、若年層からの取り組みが重要であり、家庭や地域、学校等において、教育、学習の場を充実させていくことが重要です。

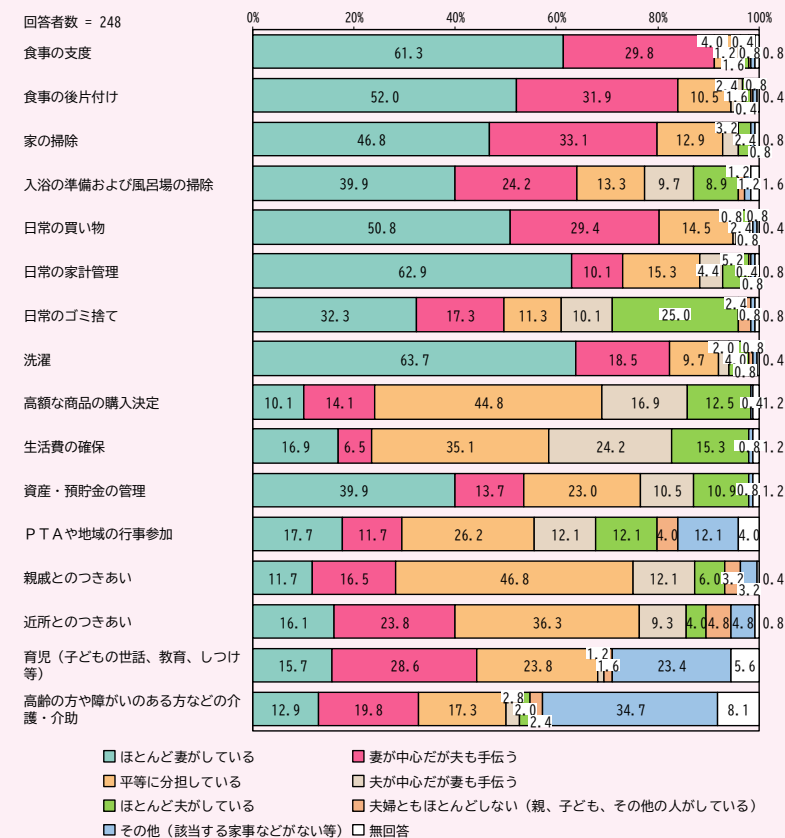
「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思うか



資料：志摩市男女共同参画に関するアンケート調査（令和3年10月）

- 「家庭生活」について、『食事の支度』『日常の家計管理』『洗濯』で「ほとんど妻がしている」の割合が高く、約6割となっています。
- 男女共同参画の視点から、男性も女性も互いに協力し合い分担することで、仕事と家庭生活、地域活動を調和させた豊かな暮らしを実現することが求められます。男性自身の働き方・生き方の見直しに向けた啓発や、性別に関わらず家族の協力のもとで行われる子育てや介護の在り方について周知・啓発することが必要です。

下記分野において家庭では夫婦の間でどのように行っているか



資料：志摩市男女共同参画に関するアンケート調査（令和3年10月）

第4次志摩市男女共同参画推進プラン【概要版】

令和4年3月

発行 志摩市
編集 人権市民協働課
〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方 3098-22
電話 0599-44-0227 FAX 0599-44-5260

施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本方針】

【実施施策】

誰もが希望をもって挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現

基本目標 1
互いに認め合う
まちづくり



- (1)男女共同参画社会についての広報・啓発の推進
- (2)男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進
- (3)地域における男女共同参画の促進

- ①自主的な男女共同参画のための市民意識の高揚 ②多様なメディアを活用した広報・啓発活動の推進 ③関係団体の連携強化 ④男女共同参画に向けた相談体制の確立 ⑤国際的視野に立った幅広い情報収集の整備
- ①学校等における男女共同参画教育の推進 ②男女共同参画に関する学習機会・情報の提供
- ①コミュニティ活動への男女共同参画の促進 ②男女共同参画の視点に立った慣習、慣行の見直し ③社会活動への参加啓発 ④男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進 ⑤女性団体・グループの支援

基本目標 2
職業生活における
女性活躍の推進



- (1)雇用等における女性活躍の推進
- (2)仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の推進
- (3)農林水産業や商工自営業、観光における男女共同参画の促進

- ①雇用の分野における男女の均等な機会の確保 ②多様な就業形態における労働条件の向上 ③職業生活と家庭生活の両立のための育児、介護の環境整備 ④事業者に対する男女共同参画意識の啓発 ⑤男女が平等に働ける職場組織の支援
- ①固定的性別役割分担意識を解消するための啓発推進 ②子育てにおける家族的責任に関する意識の啓発 ③子育て支援の充実 ④育児休業制度の普及促進 ⑤子育ての社会化の推進 ⑥ひとり親家庭の自立支援 ⑦介護における家族的責任に関する意識の啓発 ⑧介護支援の充実 ⑨介護休業制度の普及促進
- ①家族的経営における役割の評価と就業環境の整備 ②職業能力の開発と企業家支援の促進 ③魅力ある観光地づくりに向けた人材の育成と組織化 ④生活者視点の観光振興への積極的な参加

基本目標 3
政策・方針決定における
男女共同参画



- (1)市行政等の組織における性差のない登用の推進
- (2)事業者に対する働きかけ

- ①審議会等への女性の登用推進 ②管理職への女性の登用推進 ③公共的機関、団体における取り組みへの働きかけ
- ①事業者等に対する意識啓発 ②誰もが能力を發揮できる就労環境の整備

基本目標 4
誰もが安心して暮らせる
環境の実現



- (1)地域の安全・防災活動における男女共同参画の促進
- (2)環境保全活動における男女共同参画の促進
- (3)困難を抱えた女性等が安心して暮らせる条件の整備
- (4)性と生殖に関する健康対策の充実

- ①地域防災体制への男女共同参画の充実 ②災害時における男女格差のない支援体制の確保 ③避難所運営への女性の参画
- ①環境保全活動の推進における男女共同参画 ②環境に係る意思決定への積極的な参画
- ①高齢者の生活安定への支援 ②生きがい対策 ③高齢者福祉サービスの充実 ④障がい者の自立支援
- ①性と生殖に関する健康と権利の意識啓発 ②生涯健康づくりの指導・相談体制の充実 ③保健医療対策の充実

基本目標 5
男女間のあらゆる暴力の根絶



- (1)配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実
- (2)DVや性的暴力防止のための啓発

- ①関係機関の連携による支援体制等の整備 ②身体的・精神的暴力等の根絶に向けた取り組みの推進
- ①DVやセクシュアル・ハラスメントの排除及び防止のための普及・啓発 ②性犯罪、性暴力、ストーカー対策等の推進



「SDGs」の各ゴールとの関連

平成 27 (2015) 年に国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 のゴール (目標) と 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標 (SDGs)」が掲げられました。基本理念の達成に向けた具体的な行動指針を示すため、本計画では 5 つの基本目標を設定し、さらに、多様性と包摂性のある社会の実現をめざし、「誰一人取り残さない」ことを理念とする「SDGs」の各ゴールと関連付けを行い、一体的に取り組むを進めることを目指します。